

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

❖十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶

QRコードは関デンソーウェブの登録商標です。



❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

市職員のノーネクタイ勤務を通年実施します

市では軽装期間として、5月から10月までノーネクタイなどの暑さをしのぎやすい服装で勤務しています。今後は、公務の能率向上などを図るため、働きやすい服装としてノーネクタイ勤務を通年で実施します。市民の皆さんのご理解をお願いいたします。

開始日 11月1日(金)

※社会通念上必要とされる場においては、ネクタイを着用します。

問総務課 ☎ 0176-51-6705

水道管の漏水調査の実施

市では、貴重な水資源の有効利用と、道路陥没などの二次災害防止のため、水道管の漏水調査を実施します。

調査時には、調査員が各家庭の敷地内へ立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
調査期間 11月1日(金)～30日(土)
調査予定箇所 上川目地区、深持地区

※調査状況により調査箇所の変更をする場合があります。

※調査員は身分証を携帯しています。

！注意！ この調査で、費用の請求や物品の販売をすることはありません。

問水道課 ☎ 0176-25-4516

農業用免税軽油の免税証交付申請手続きについて

農業用免税軽油の免税証（令和7年3月からの使用分）の交付申請を受け付けます。

申込期限 11月22日(金)（平日のみ 午前8時45分～午後4時）

申し込み場所 青森県十和田合同庁舎 1階 上北地域県民局県税部（西十二番町20-12）

※販売店を通じて申請する場合は、販売店の申込期限に遅れることのないよう早めの手続きをお願いします（申込期限を過ぎると、免税証の交付が遅れる場合があります）。

必要書類 ▶耕作証明書 ▶交付されている免税軽油使用者証
※初めて申請する人や使用機械に変更がある人は、別途必要な書類がありますので、お問い合わせください。

申問上北地域県民局課税課

☎ 0176-22-8111（内線209）

11月30日は年金の日です

「ねんきんネット」で未来の生活設計を考えてみませんか

「ねんきんネット」では、これまでの年金記録や、これからの年金見込み額をパソコンやスマートフォンで確認することができます。

利用には登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

問ねんきんネット専用ナビダイヤル

☎ 0570-058-555（050から始まる電話でかける場合は ☎ 03-6700-1144）

日本年金機構のホームページはこちら▶



蜜蜂を飼育する人は毎年届け出が必要です



蜜蜂を飼育するためには、養蜂振興法に基づき書類を提出する必要があります。

▶蜜蜂の配置について

提出書類 蜜蜂配置希望申告書、採蜜状況報告書

提出期限 12月上旬

▶蜜蜂の飼育届について

提出書類 蜜蜂飼育届

提出期限 令和7年1月31日(金)

※昨年度、飼育届を提出した人には書類を郵送します。

※各書類は、県ホームページからダウンロードできるほか、上北地域県民局にも備え付けてあります。

※蜜蜂を飼育していない場合でも、飼育目的で巣箱を設置する場合は届け出が必要です（花粉交配用のみの一時的な飼育の場合は、届け出が不要です）。

申問上北地域県民局畜産課

☎ 0176-22-8111（内線225）

【有料広告欄】

「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先

総務課広報男女参画係 ☎ 0176-51-6702

十和田市公式ホームページに バナー広告を掲載しませんか



ひと月あたり掲載料
3,000円

縦 60ピクセル×
横 120ピクセル



詳しくは市ホームページをご覧ください。

広報



とわだ



有料広告募集中

【2色印刷】

1号広告 30,000円
(縦5.0cm × 横18.3cm)

2号広告 18,000円
(縦5.0cm × 横9.0cm)